

業種別部会連絡協議会に属する部会一覧

部 会 名	部会員の構成
区市町村社会福祉協議会 部会	区市町村社会福祉協議会。
東京都高齢者福祉施設協議会	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、地域包括支援センター、老人介護支援センター（在宅介護支援センター）及び老人デイサービスセンター等の高齢者福祉事業を行うもの。
東京都介護保険居宅事業者連絡会	介護保険法に基づく居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者等として指定を受けたもの。
医療部会	医療保護・医療福祉事業・助産及び一般保健衛生等の事業を行うもの。
更生福祉部会	更生施設・宿所提供施設・宿泊所・授産施設等の福祉事業を行うもの。
救護部会	救護施設等の福祉事業を行うもの。
身体障害者福祉部会	身体障害者更生援護施設等の福祉事業を行うもの。
知的発達障害部会	知的障害児施設・知的障害者援護施設等の福祉事業を行うもの。
東京都精神保健福祉連絡会	精神保健福祉に関する事業を行うもの。
障害児福祉部会	重症心身障害児施設・肢体不自由児施設・肢体不自由児通園施設等の福祉事業を行うもの。
保育部会	保育施設等の福祉事業を行うもの。
児童部会	児童養護施設・児童自立生活援助事業等の福祉事業を行うもの。
乳児部会	乳児院等の福祉事業を行うもの。
母子福祉部会	母子生活支援施設等母子及び寡婦の福祉事業を行うもの。
婦人保護部会	婦人保護施設等の福祉事業を行うもの。
社会福祉法人協議会	上記の高齢者施設福祉部会から障害児福祉部会までの13部会に属する社会福祉施設を経営する社会福祉法人等。
更生保護部会	更生保護事業等を行うもの。
住民参加型たすけあい活動部会	非営利有償家事援助サービスをはじめとする住民参加型たすけあい活動を実施するもの。
民間助成団体部会	福祉活動を推進、助長するための財政援助等を行うもの。

課題別連絡協議会に属する連絡会一覧

連絡会名	連絡会の目的及び構成
施設部会連絡会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 12の施設部会の共通課題について連絡協議を行う。</li> <li>○ 東京都高齢者福祉施設協議会、医療部会、更生福祉部会、救護部会、身体障害者福祉部会、知的発達障害部会、障害児部会、保育部会、児童部会、乳児部会、母子福祉部会及び婦人保護部会の部会長により構成する。</li> </ul>
高齢者福祉連絡会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東京都高齢者福祉施設協議会の役員並びに課題に応じて参加する他の部会役員及び関係団体の関係者により構成し、連絡と情報交換を行う。</li> <li>○ 連絡会は、必要に応じて調査研究や研修などの活動を行うことができる。</li> </ul>
障害者福祉連絡会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 身体障害者福祉部会、知的発達障害部会、東京都精神保健福祉連絡会及び東京都セルフセンターの役員により構成し、各部会等の共通課題について連絡と情報交換を行う。</li> <li>○ 連絡会は、必要に応じて調査研究や研修などの活動を行うことができる。</li> <li>○ 必要に応じて、他の部会役員及び関係団体の関係者の参加を求めることができる。</li> </ul>
児童・女性福祉連絡会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童部会、乳児部会、母子福祉部会及び婦人保護部会の役員により構成し、各部会の共通課題について連絡と情報交換を行う。</li> <li>○ 連絡会は、必要に応じて調査研究や研修などの活動を行うことができる。</li> <li>○ 必要に応じて、他の部会役員及び関係団体の関係者の参加を求めることができる。</li> </ul>
課題別連絡会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会福祉の様々な課題に応じて連絡協議を行うために、随時に設置する。</li> </ul>